

割減免はできる。自治体が、申請した人だけに減免するというのは法律違反にならない。そういう実態になっている。

これらは法定減免だけど、そのほかに申請減免というのがあって、これ以外に自治体がこういうのは減免するということを決めたのであれば減免していいということになっている。これは多くの自治体で地震だとか台風などの災害になったときのものである。しかしそれ以外にはほとんどない。

しかしこの中にうまい具合に、青森市などを見ると、「市長が認めた場合」というのがある。これを活用して私たちはどんどん申請している。いまは広がって12項目ある。これらを活用すると、所得が少ないとほとんど該当する。少なくとも2割の減免のところ、それから法定になったら法定7割ということになると、かなり補助が出る。これで助かるということをやっている。しかしこれもさっき言ったように、災害のときの条例はあるけれども、国保の減免とはっきりそれなりにしぼった条例を持っている自治体が少ない。私たちの確認しているので弘前や青森、それから黒石、むつ、これとあとは生健会で交渉してあれはあるけれども、あとは一般の市民税の減免の制度である。だから前の年よりも所得が130%以下でなければならぬとか、こういう妙な条件がある。一般市民税というのはそういうことである。全部一括したものである。

国保は別である。法律そのものに減免が規定されている。だから国保の減免というものの条例をつくるというのは非常に大事だ。県に行くと、みんな持っていると言うから総じて自治体はなければならぬんだけど、

実際行ってみるとない。災害のときにだけある。いまの事例は地震か何かの1件だけ適用したことがあるということである。こういった点も非常に大きな問題だというふうに思っている。それと同時に、いまある制度を活用して少しでも暮らしを守るということも大事だと思っている。それから国保の問題で最近非常にあれなのは、国保44条の中にこういう規定がある、本人の負担の分で生活に困った場合にこれを減免することができる。これは県内で私たちは5年ほど前から勉強している。最初はそんなのは知らんと言っておったのが、これは実践の数がある。これは《表3》(国民健康保険税減免措置の実施状況《平成17年度最終》)青森市だが、国保の減免申請の数、介護保険の減免、それから医療費の一部負担金減免申請の状況である。医療費の一部負担金減免については、平成13年度には初めて申請が2件あって、承認されたのが1件、むこうはできないと言っておったけれども、私たちはできるんだとしゃにむに持ち込んだらこういうふうになった。それで平成17年になったら11件申請して9件が承認になった。全額市が負担である。で、これは法律が何も条件がついていない、生活が困って払えない人々についてはやっかいということになっている。県内の自治体はそこをやらなかった。国保ができてからもう50年、その中でこういったことも非常に大事だと、こういうふうに思っている。

#### 《介護保険の問題—国保以上の負担に—》

次は介護保険の問題。これも非常に欠陥だらけである。一番何が問題かという、保険料が高すぎるというのが一つである。それか

ら3年に1回引上げがくる。《表6》(県内各市町村の介護保険料・標準額の新旧一覧表)に県内の介護保険料がのっている。「現行額」これは出発したときの金額、それから「改正額」というのはこれは2回目の改正額、それから「06年改定」、これがいま使われている保険料、で「合計金額」が書いてあるけれども、自治体がこの2回の引上げでどれくらい引上げたかというのを、その引上げの金額と引き上げ率というのを書いてある。それから最後は年間にそれをなおすと、いくら引き上がったことになるのかということが書いてあるが、驚くべきことに6年間、毎年10%以上上げたというふうになっているのがかなりある。

それから一番引上げたのは確か岩崎だとか藤崎、それから十和田湖町もそうである。最初出発したときよりも90%も引き上がっている。約倍になっているということである。単純平均で見ると、最初やったときは3200円で出発したのが、いまは4700円なんだけれども、しかしその中でも十和田湖町とかそういったところはほぼ倍、いま5770円である。で、一番高いのは東北町の5950円。こういうふうにして、大体500円テンポで引き上がっている。3年ごとに上がるわけだから、これからもし2回ぐらいになったら、このテンポでやられたら、全部5000円以上になってしまう。そうすると、夫婦で、老夫婦2人だったら介護保険料が月1万円になってしまう。年間12万円。国保よりも高いものになってしまう。いま国保が高いというのは多くの人の声である。しかし介護は間違いなくこの国保以上の負担になってしまう。こういう問題を含んでいる。

これは交渉したときに係りの人が言っている。「大変なことになる」と、「これを本当に根本からやりなおしてもらわないと、町村にはとつてもやっつけられません。」こういう意見を本当に真面目な係りの人々は言っている。介護はこういうふうな問題だけじゃなくて、例の居住費と食費を上げる、これを払えないということで施設から退所せざるをえなかった人が県内にはいっぱいいる。これはもういちいちここでは言わない。

#### 《年金から天引き—保険料は取られても施設には入れない》

ここで大変であるというふうに私が考えているのは、介護というのは年金から天引きされるということである。そうすると、86%の人々は待たなしに取られる。ところが使用者は施設から居住費、食費を取られて、それを払えない人、これも際限ない。国民年金だけの人は絶対払えない。法律では入れないと書いていないけれども、食費と居住費だけで3万円かかる。普通は8万円ないと施設には入れない。国民年金は最高額が5~6万である。だから入れないと書いていないけれども入れない。そうすると、保険料を取られても施設に入ることができない。選択肢はもう限られてしまう。じゃ、うちなら満足かという、重い人は動けない。介護度5になると1割負担で36000円も取られる、介護度1で一番安い人で6500円。ところが保険料を取られるだけの国民年金になって、さあ、なったけれども、介護保険の限度額全部使って3万円となったらとても払えるものじゃない。現に青森市の限度額に対する超過は40%である、限度額を全部使って、それ使っている

のは全部平均で40%より利用できていない。使いたくないんじゃない、金がないのである。40%というのはそれほど過酷なものである。だから3%だったら何とか多くの人は限度額使うんじゃないかと思う。

こういう点で介護保険というのは、まさに金は取られるけれども利用はできないという問題である。そして利用できるのは金持ちのほうが利用できるということである。お金さえちょっと余裕のある人だったら、介護保険というのは非常にありがたいものになっている。この格差というのは大変なものになっているというふうに思う。

《抵抗しないとどんどん改悪が進められていく》

日本では国民の義務である税金ですら年金からは天引きできない。それを介護保険では保険料を天引きする。これは許されないことだが、それが平気で通ってしまう。これは本当に問題である。憲法では、健康で文化的な生活を保障しなければならない、そういう人から強制的に介護保険料だけ年金から一番先に引いてしまう。そして生活できなくてもほったらかしておく、これが本当にいまの憲法で許されるのか。これがなぜ闘いにならないのかということは、私は危惧をもつ。

そうしたら案の定、来年から開かれる高齢者の国民年金の保険については保険料は天引きするということが決まっている。そしてそれに付け込んで、次には年金をもらっている人は国保も年金から取ろうということが出た。だから一つやられたら、そこで抵抗しないとどんどんやられていく。そこは食い止めないといけない。

そして国保より始末が悪いのは、国保はさっき言ったように所得によって減免できると法律にある。介護の減免にはそれがない。災害、それから倒産したとき、失業したとき、こういったときに限り減免できるが、所得が低いから減免するというのがない。これはわれわれが申請やっても却下される。だから去年と比べて今年、倒産した、失業した場合以外、去年も今年も前の年も同じように貧乏だった人は減免にならない。だから国保以上に狭くなっている。それでも私たちは災害、倒産、失業など、こういうのを活用して減免を受ける。青森市は幸いなことにそういう場合は100%減免してくれる。介護度2というのは介護基準の1より2のほうが本当は所得が少ない。だから生活保護よりうんと低い人はいっぱいいる。この人は生活保護の人より5割高い保険料を取られる。市役所に何回も行って、そういう人に限れば介護度1に減免するというのを条例でつくった。で、この条例をつくっているのは弘前と青森だけ、で、今度介護度2は二つに分類したのでちょっとややこしくなり、大変だけれども、これもみんなが運動していかないと、本当にみんなが気安くかかれる介護にならないというふうに思う。

《生活保護の問題》

次は生活保護の問題だけれども、これは例のワーキングプアなど、テレビでずいぶん問題になっている。で、《表1》(市町村別被保護実世帯数、実人員、保護率)。先の表は平成17年4月のもので、新しく配布した表は18年の11月のもの。比較してみると、このわずかの期間内に2000世帯ぐらいある。

る。例えば夫婦2人で一世帯だとすると、3万×2人で6万円。それで平等割というのは世帯であるから3万円で、9万円課税されるということである。簡単に説明するために、所得に関係なく9万円。これでもし所得が200万ある人だったら所得割が約10%で、ほぼ20万近くの税金が取られる。そうなったら29万。たった200万でそれくらい取られる。青森の国保の世帯の平均が15万から16万だといわれている。最低一人は7万から8万だと言う。それで一世帯15万ないし16万平均だとしたら、150万ぐらいの国民年金だと一割である。だから大変な水準である。

これはもし労働者が300万の収入があつて、30万の健康保険だと言ったらストライキに立ち上がるだろう。それほどいまの国保の税金は高い。だから納めないじゃなくて納められないというのが実態である。

《住民の暮らしや福祉に対する想いのない担当者の対応》

これを県や市に交渉すると、いや、納められる人であっても納めないのがいるからだと言う。確かに何人かはいると思うが、しかしそれは何人かであつて、聞き逃せないのは「住宅ローンなんかで立派なうちを持っていながら国保を滞納しているのもいる」と。こうなってくると、いわゆる基本的人権にとって非常に大事な住宅の問題までも彼らにしてみればよけいで、国保を収めないのはけしからんと。で、確かに全額納めないのはけしからんと言ってもいいだろうけれども、分割方式とかいろいろあるわけで、どうやって納めてもらうかと、そういうことを抜きにして、もう悪質だと、こういう人には家屋敷を

売っても払ってもらわなければならない、こういう答弁である。これが国保、福祉を担当している人たちの答弁である。ここには住民の暮らしや福祉ということに対する想いというのは本当になくなっている。

《減免制度について》

国保にはあたりまえのことに、全員が義務で加入させられている。最初から所得の少ない人々が多かった。労働者は健康保険に入るために、農民とか漁民とかそういう人々が多かったために、強制加入させるときに、納められない人がいっぱいいるということを実時知っておって作った。だから所得の少ない人には減免するということを法律の中にちゃんと書いてある。これは法定減免と言っていても、法律で定めてある。これ以下の所得の人については減免すると。均等割と平等割の金額の7割減額になる。それから次は5割、その次は2割というふうに、こういうのにあてはまる。それで7割、5割は法定減免というのは、これで減免したらその分は国が助成するということになっている。そしてこれは自治体の責任でやることになっている。ただし条件がある。税金を申告していないと分からない、自治体がやれない、この人はいくらの人かということで自治体がやる。ところが問題なのは、その2割の減免というのは、みんなの運動であつて追加になったものである。これは本人が申告しないと減免にならない。だからこれを知らないで、2割減免できるのにやられていないというのはいっぱいいる。だから2割というのはかなりの人が、年金をもらっている人たちはみんな該当するんじゃないかなと思うくらい2

す。学校に校長のほかには事務職員や養護教諭が必要だとか、子どもの教育を充実させるためのものです。今度はこの中に「国を愛する態度」＝「愛国心」を教育の目的として入れようとしています。

②「教員免許法」これは、「指導力のない教師の排除」を目的のようにしていますが、実は10年ごとに、文科省が考える教育を全国の教員に押し付けるための「義務研修」を目的としています。これが実施されれば、県内でも毎年1500人の教員が年間30日の研修を義務づけられ、これに異を唱える者、研修を受けない者を学校から排除していくことになります。

③「地方教育行政法」この法律は、戦前の国家が国民学校で戦意高揚を図ったことを猛省して、地方教育行政の自主性を尊重するために作ったものです。そのため現在では国の文科省と県や市町村教育委員会はそれぞれ独立しています。今回これを改悪し、新たな国家統制の復活を狙っています。

政府は、これまでも地方教育委員会を隷属させて、国の政策を押し付けてきました。

彼は「憲法改正」を見据えて、子どもを人質にとり、親、教員を悪者に仕立て上げ、政府の方針を受け入れる国民づくりを目指しています。県民、国民が「子ども悪し、学校悪し」のこれらの宣伝に負けず、力をあわせることが今求められています。

(※ 現在「民主教育をすすめる青森県民連合」では、「教育改悪3法案の廃案を求める請願署名」に取り組んでいます。)

## 格差、社会保障改悪 県内の実態 (その2)

### 《高くて納められない国保税》

いまの国保はどのように決められているかというところ 《表4》(年度別国保税率表)。これは基本的には県内のものである。所得割、資産割、均等割、平等割という、ほとんどこの四つでつないでいる。ただし青森と弘前だけは6、7年前から資産割というのが計算に入らなくなった。これは固定資産税を納めているのにまた国保で取るというのは、固定資産税の二重取りだということで私たちも運動をした。そういうことからこれはなくなった。ところが県内ではほとんどやっている。

しかしこれは農村だとやむを得ないところがある。いわゆる給料所得の人は少ないものだから、農民は固定資産税を取らないと税金を取る場なくなる、国保税の財源が。

それからこれは、所得割というのはあまり増えていない。で、最近では少なくなっているように見えるけれども、これは介護保険と合わせるとやっぱり100分の10でほとんど変わらない。ところが均等割と平等割、これは平成元年を見ると11,570円と14,180円である。それが今日では均等割が23,280円、それに介護保険が8,760円あるから、3万円。それから平等割というのは30,120円というふうにして、平成元年の倍か倍以上になっているのが分かる。

国保が高くなるということは低所得者にとっては大変なことである。所得があるなしにかかわらず国保が上がっていくわけであ

そしていまは18,000世帯、24,000人である。で、実際はこの5倍から6倍はあるだろうと思っている。先月県の資料を見たら、年収150万以下だったら生活保護水準以下だと。生活保護というのは医療費が無料だということで、140%ぐらいないと生活保護なみの同水準の生活はできない。県の資料によると150万以下が大体10万世帯あると、それも5年前の資料である。この中から18,000というは約2割になる。だから生活保護というのは、その水準の人びとが本当にこぼれた、ごく一部の人だという社会になっているわけである。多数の人々がいまそういう水準になってきている。経済が世界で第二位だとか言っているけれども、そういう中で餓死者が出たり、圧倒的な人々が貧困と言われている、そういう生活になってきているということを見直す必要がある。

### 《生活保護に対する締め付け》

それでそういう人たちが毎年増えているために、政府はこれを増やさないためにものすごい締め付けをやっている。生活保護を受けに行くと、1回でもらえるというのは本当にまれである。幸運な人だ。大学受験の狭い門よりまだ狭い。全国的には警察官を置いて、すぐ警察に連絡しなさいというところもある。もう罪人扱いである。そういうことがどんどんやられてきている。また、いやがらせがひどい。親子兄弟から三親等まで調べあげられたり、離婚した人には、子どものところの職場まで電話をかけて、あなたのお父さんはどこにいるかということを開きだしたり、そんなことをあえてやっている。

これは市全体の考えではないだろうとは

思うけれども、新しく入ってきたばかりの係りの人々はそのとおりやる。私たちが交渉すると、いや、そんなことはできるだけやりませんとするけれども、実際はそうじゃない。そして市のケースワーカーの人々は非常に転勤が速い、だから覚えたかと思うと別の人に替わってしまったということで、そういうこともあって、生活保護というのは本当に狭い門である。

それから、もらってから、毎日の就労を日誌に書いて報告しなければならない。それから、以前はあんたやめなさいと押し付けて、裁判で敗れたこともあって、いまは形を変えて巧妙になった。自立計画を作らせる。これは自分で計画するんだから、いい面もある。しかし、三ヶ月やったら何とか自立したいという希望的なものをすると、三ヶ月目に生活保護を打ち切っていく、あんたが自立すると言うからと。非常に巧妙になっている。

さらにひどいのは、いま老齢加算という、お年寄りに年間大体20万ほど出しておったのを去年の4月になくなった。今年から三年間かけて母子加算というのを、これも大体年間20万円ほど、これも三年で打ち切るということの一方向的にやる。

### 《高齢者を生活保護から排除》

そのほかに、いま、生活保護を必要とする65歳以上の高齢者を対象とした長期生活支援資金(リバースモーゲージ)制度である。

(※これは今年4月にスタートした制度です。)これは評価額500万円を超える土地(家屋は対象外)、マンションを持ち住んでいる場合、まずこれを担保に都道府県社会福祉協議会から借金をし、生活費を工面する、借金

の契約期間が終了したさい、福祉事務所が改めて生活保護の可否を判断する、借金は本人が亡くなった後、社会福祉協議会が担保物権を売却して精算するというものである。これは高齢者を生活保護から排除し、民間組織である社会福祉協議会との貸借関係に移し変えることである。

こういったことで、とくに高齢者をまさに狙い撃ちである。それも若い現役世代との不公平を是正するという口実でやってくる。

最後に報告しておきたいのは、私たちは今度、生活保護の削減の問題で、憲法 25 条の生存権に反するという事で裁判に訴えることにした。原告は青森市で 6 人、八戸市で 1 人、計 7 人である。現在準備中である。是非みなさんもこの闘いに参加してもらいたい。以上で私の話を終わる。

(※これは 4 月 24 日に提訴し、同時に「青森生存権裁判を支援する会」を結成し全県的にこの裁判を支え、運動化していくことにしています。)

【質問に答えて】

《質問》

自治体ごとに保護率の差が生まれているが、こういう差が生まれる要因の一つにその地域の経済的な背景というのが当然あるんだろうけれども、そのほかにその自治体の担当者の対応というものがあるのかどうか。

《答え》

基本的にはその地域の経済問題だというふうに思っている。例えば地域で言うと、むつも含めて下北が非常に高い。それから三戸郡などは少ないということで、これは地域の経済が反映しているということは根本にあると思う。それから青森県が 16%、全国平

均が 11.2%で、青森県は全国で 6 番目に高い比率である。そういう点でやはり経済が反映していると思う。

しかし、それだけでは言えない部分がある。自治体の対応の問題もあるし、われわれ生健会を含めた運動の問題もある。例えば青森市は 22.99%だが、県内では青森市は所得水準が高いけれども、ダントツに率が高い。これは運動の成果もあるし、それに刺激されて申請する人が多い。運動によって、青森市は窓口申請書が置いてある。浪岡もあった。新しく勝ち取ったのは黒石とむつである。三沢や十和田は市の対応が悪いし、率も 9.6 とか 8.94、市でこんなに低いというのは考えられない。基本的には自治体の姿勢がかなり影響していると思う。しかし一般に職員が悪いとは言えない。そういう仕組みにされてしまっているという問題がある。中には頑なに悪質な言動を吐く人もいる。(終わり)

#### 県社協主催の講演会のお知らせ

日時：7月28日(土)午後1時から  
場所：ハートピアローフク(労働福祉会館)  
講師：保母武彦氏  
自治研も後援します。

- ☆ 自治研の会費は年間で、個人は 3,000 円。団体は 10,000 円です。お間違いないようにお願いします。
- ☆ 第 49 回自治体学校 in 松本  
7月27日(金)～29日(日)  
於：長野県 松本市

## 青森県地域自治体問題研究所 会報

2007年5月21日 第36号

【事務局】弘前大学農学部生命科学部 神田健策

〒036-8224 弘前市文京町3 TEL 0172-39-3828

# 自治研

政府の「教育再生会議」は、  
教育の「困難」を再生する。  
「改正」をさげふ人たちは、  
国いいなりの学校づくりを  
狙っている。

一戸 義規 (県教組執行委員)

先日、旧市浦村の元村長の高松隆三氏と 2 時間ほど懇談する機会に恵まれました。氏はこの 2 月に五所川原市の教育長を自ら辞任した方です。...

2 時間の懇談の中で私が心に残っていることは、大きく次の二つでした。

- ・ 市町村が本来教育費として国からきている地方交付税を、教育にまわさないで無駄使いしているようなことで、いい教育ができるはずがない。
- ・ 教育改革をしようとしている人が、学

校現場の実態を見ないで法律だけ変えても良くなるはずがない。

氏は、障害をもった子どもたちへの特別支援の予算を、市長が認めない中で、教育長として「学校現場に指導する責任を果たせない」と辞職しました。このことは、県内はもちろん、全国の教育長に対して、あらためて教育委員会とは何か、教育行政の長である教育長は何こそすべきかを問うものとなりました。

いま、国会では安倍内閣が最重要課題としてきた「教育『改正』3 法案」が審議されています。そのねらいは「国のいいなりの教育づくり」です。

昨年 12 月、ヤラセタウンミーティングで国民世論を操作し、多くの国民の慎重審議を求める声を無視して、「やらせ改悪教育基本法」を強行採決して以来、自民・公明の数による横暴が続いています。

さて、現在国会で狙われている 3 法案の問題点は以下です。

①「学校教育法」これは教育基本法に次ぐ法律で、学校のあり方や役割を決めた法律で